

# 住民票等交付請求書（郵送専用）

諫早市長 様

必要書類について詳しくは裏面

証明書を請求する方（請求者）

住 所	〒	—
氏 名		
生 年 月 日	年	月 日
連 絡 先	( )	—
対象者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯員 ※本人・同一世帯員以外の方は委任状等が必要です <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

どなたの証明が必要ですか（証明対象者）

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日

必要な証明

住民票の写し	世帯全員	通	本籍・筆頭者の記載 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
	世帯の一部	通	世帯主との続柄の記載 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
住民票記載事項 証明書	世帯全員	通	マイナンバー <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
	世帯の一部	通	外国人項目 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
除 票		通	※チェックがない場合、省略となります。 ※マイナンバーが必要な場合、使用目的を記入してください

利用目的と提出先

請求理由 (使用目的、 必要内容)	<input type="checkbox"/> 会社提出 <input type="checkbox"/> 相続手続き <input type="checkbox"/> 銀行提出 <input type="checkbox"/> 保険手続き <input type="checkbox"/> その他 ( )
提出先	

※同一世帯員以外の者（第三者）からの請求の場合には、正当な理由・疎明資料・委任状等が必要になりますので、事前にお問い合わせください

※法人からの請求の場合には、別様式「住民票の写し交付請求書（第三者請求）」をご利用ください

<送付先>〒854-8601 住所不要 諫早市役所 市民窓口課

電話：0957-22-1500

## 請求書と一緒に送っていただくもの

1. 手数料・・・郵便局で定額小為替を購入してください。  
(諫早市の各証明書交付手数料)  
住民票・住民票記載事項証明書・除票 1通300円  
※手数料は市区町村によって異なる場合があります。
2. 返信用封筒・・・切手を貼って、請求者の氏名と現住所(住民登録地)を記入してください。
  - ・お急ぎの場合は速達分の切手を貼って、封筒の上部に「速達」と朱書きしてください。
  - ・返送先は原則住所地です。返送先を住所地以外にされる場合は、その理由と返送先関係を確認できる資料(職場への返送の場合は社員証)を添付してください。
  - ※マイナンバー記載の住民票は、本人の住民票上の住所地にしか送付できません
3. 本人確認書類・・・請求者の現住所(返送先)が確認できる書類のコピー  
下記のいずれか1点のコピーを入れてください。  
※裏書きがある場合は裏面も忘れずにコピーしてください。

### 官公署が発行した身分証明書

(例) 運転免許証、マイナンバーカード(裏面のコピーは不要)、住基カード、在留カード  
国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書または身分証明書  
健康保険の資格確認書(保険者番号及び記号・番号を見えないように黒塗りしたもの。  
住所があらかじめ印字されているものに限ります。)

※同一世帯員でない代理人の申請は委任状、法定代理人の申請は資格証明書を添付してください。

資格証明書とは・・・後見人の場合は登記事項証明書

## マイナンバーカードをお持ちの方は コンビニで100円安く取得できます

マイナンバーカード等を利用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機(マルチコピー機)から、本人または同一世帯員の住民票や住民票記載事項証明書が取得できます。※除票は不可

休日でも証明書が取得でき、証明手数料も200円と安く取得できます。

### ◆利用時間

午前6時30分～午後11時(12月29日～1月3日を除く)

土・日・祝日も対応しています(ただし、システムメンテナンス日を除く)

# 諫早市

Isahaya City

🔍 キーワードで探す ○すべて ●ページ ●PDF

コンビニ交付

検索

取得可能な証明書などの  
詳しい情報は、諫早市HPを  
ご確認ください。